

綱領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明るなる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

日本赤十字社労働ニュース

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京都港区西新橋3の14号
Tel・東京434-7080
発行責任者
吉原三郎

日本赤十字社労働新聞

日本赤十字社
職員給与要綱の大要

備考
本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。

施設の長……社会福祉施設、その他の施設の長
係長(甲)……本社又は支部の相当困難な業務を処理する係長
係長(乙)……上記係長
甲)以外の係長
事務職員(甲)……相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員
事務職員(乙)……定型的な業務を行なう職員

区分等級	本社	支 部	施 設
特	社長の指定する長 部	社長の指定する事務局長	
A	部室長監	社長の指定する事務局長	
B	次長 社長の指定する課長	事務局長 社長の指定する次長及び部長	
C	課長 参事	次部長 社長の指定する課長	社長の指定する施設の長
D	係長(甲) 主査(甲)	課長 参事	施設の長
E	係長(乙) 主査(乙)	係長(甲) 主査(甲)	事務長 母長
F	事務職員(甲)	係長(乙) 主査(乙)	事務職員(甲) 児童指導員(甲) 事務職員(甲) 母(甲)
G	事務職員(乙)	事務職員(乙)	事務職員(乙) 児童指導員(乙) 母(乙)

一、指定職を廃止することとし、これに伴つて医療職俸給表(1)に新たに特等級を設けることとしたなお、特等級の適用者の指定及び適用者の昇給時期並びに昇給額は、從来の指定職の取り扱いと同様に社長が指定することとした。

二、一般職、医療職及び技能労務職の各俸給月額を改正することとした。

三、通勤手当額を改正することとした。

四、扶養手当額の一部を改正することとした。

五、現行扶養親族二人までの扶養親族一人に対する支給額を改定することとした。

六、従来から条文が不明確なためその解釈について誤解を招くおそれがある。

七、職員の勤務時間現行四十四時間(休憩時間を含む。)一拘束時間は、労働基準法上の労働時間に對し、当該施設の就業規則に定める正規の勤務時間を

支給することとした。
(2)自転車等を使用する場合は、原動機付の場合は現行四〇〇円を五八〇円にそれぞれ引き上げ支給することとした。

四、扶養手当額の一部を改正することとした。

五、現行扶養親族二人までの扶養親族一人に対する支給額を改定することとした。

六、従来から条文が不明確なためその解釈について誤解を招くお

それがある。

七、職員の勤務時間現行四十四時間(休憩時間を含む。)一拘束時間は、労働基準法上の労働時間に對し、当該施設の就業規則に定める正規の勤務時間を

改定することとした。

八、特殊勤務手当について、現行手当額「一日につき五〇〇円以内」を「一日につき七〇〇円以内」に引き上げると共に、血漿製剤作業手当を新たに設け、血液セントラルに附設する血漿製剤施設において血漿製剤のため低体温室内(零下二〇度以上)で三〇分以上上作業する者に一日につき七〇円以内を支給することとした。

九、職員に休職を命じた場合、「勤務に支障のある他の職務に就き休職となつた場合」又は「学術研究のため相当の期間勤務しないため休職となつた場合」については、休職給を支給しないことが妥当と認められる場合もあるので、その場合は、社長の承認を得て休職給(本俸の三分の一)

には休憩時間を含めないことと改めた。

十、(注)□が改正箇所

十一、この改正は、一、二、三及び四について、四十一年十一月一日に通り実施することとした。

十二、財政上、四十一年十一月一日に通り給与改正が不可能な施設については、社長が別に指定

十三、四十一年十一月一日に通り給与改正が不可能な施設が、給

II 医療施設、血液センター関係

病床数等級	医 療 施 設					血液センター
	500床以上	500床未満	300床以上	300床未満	100床以上	
A	社長の指定する事務部長					
B	事務部長	事務部長	事務部長			長 副 社 長 の 指 定 す る 事 務 部 長
C	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 事務副部長 社長の指定する(事務)課長 (医療社会事業)課長	事務部長		事務部長 社長の指定する(事務)課長
D	(事務)課長 (医療社会事業)課長	(事務)課長 (医療社会事業)課長	(事務)課長 (医療社会事業)課長	医師でない医療社会事業部長 (事務)課長	(事務)課長	(事務)課長
E	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲) (医療社会事業)係長(甲)	(事務)係長(甲)	(事務)係長(甲)
F	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙)	(事務)係長(乙) (医療社会事業)係長(乙)	(事務)係長(乙)	(事務)係長(乙)
G	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 保育言語訓練士(乙) 心理判定員(甲)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 保育言語訓練士(乙) 心理判定員(甲)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 保育言語訓練士(乙) 心理判定員(甲)	事務職員(乙) 医療社会事業司(乙) 児童指導員(乙) 保育言語訓練士(乙) 心理判定員(甲)	事務職員(乙)	事務職員(乙)

備考 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。

係長(甲)……医療施設又は血液センターの相当困難な業務を処理する係長

係長(乙)……上記係長(甲)以外の係長

事務職員(甲)……相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職員

事務職員(乙)……定型的な業務を行なう職員

一)を支給しないことができるよう改正することとした。

二)別表第六の等級別標準的職務

三)別表第七の等級別標準的職務

四)別表第十二の役付手当表を別表の

五)改正することとした。

六)従来から条文が不明確なためその解釈について誤解を招くお

七)改定することとした。

八)特殊勤務手当について、現行手当額「一日につき五〇〇円以内」を「一日につき七〇〇円以内」に引き上げると共に、血漿製剤作業手当を新たに設け、血液セントラルに附設する血漿製剤施設において血漿製剤のため低体温室内(零下二〇度以上)で三〇分以上上作業する者に一日につき七〇円以内を支給することとした。

九)職員に休職を命じた場合、「勤務に支障のある他の職務に就き休職となつた場合」又は「学術研究のため相当の期間勤務しないため休職となつた場合」については、休職給を支給しないことが妥当と認められる場合もあるので、その場合は、社長の承認を得て休職給(本俸の三分の一)

には休憩時間を含めないことと改めた。

十)別表第六の等級別標準的職務

十一)この改正は、一、二、三及び四について、四十一年十一月一日に通り実施することとした。

十二)財政上、四十一年十一月一日に通り給与改正が不可能な施設については、社長が別に指定

十三)四十一年十一月一日に通り給与改正が不可能な施設が、給

医療職		施設				血液センター	看護学院	施設	第十一 削除
病床数 等級		500床以上	300床未満	300床以上	100床未満				
A	看護部長 看護副部長	看護部長 看護副部長	看護部長			社長の指定する課長	教務主任		
B	看護婦長 助産婦長	看護婦長 助産婦長	看護副部長 看護婦長 看護婦長 助産婦長	看護部長 看護副部長 看護婦長 助産婦長		課長 専任教員	看護婦長		
C	係長(保健、助産、看護) 保健 助産 看護	係長(保健、助産、看護) 保健 助産 看護	係長(保健、助産、看護) 保健 助産 看護	係長(保健、助産、看護) 保健 助産 看護	係長(保健、助産、看護) 保健 助産 看護	看護係長		看護婦	第三 長 第十 第九の等級及び号俸 別資格基準表によつて行 は、原則として別表第七 部長、その他の者につ る。他の者については、 支部長の意見を徵して、 その他の者については、 支部長の意見を徵して、 その他の者につ る。
D	准看護婦 准看護入 准看護人	准看護婦 准看護入 准看護人	准看護婦 准看護入 准看護人	准看護婦 准看護入 准看護人	准看護婦 准看護入 准看護人	准看護婦			第十二 第十一 第十 第九の等級及び号俸 別資格基準表によつて行 は、原則として別表第七 部長、その他の者につ る。他の者については、 支部長の意見を徵して、 その他の者につ る。

備考 本表は、標準的職務内容を便宜その従事する職名によって表示したものである。
本表は、支那事務局、在外総領事館に勤務し、上記の該当の職に従事する者にも適用する。

医 疗 酒 (二)

職種	等級 学歴免許	F	E	D	C
				0	5
薬剤師	大学卒			0	5
衛生検査技師	大学卒			0	5
	短大卒		0	3	5
栄養士	大学卒		0	2	別に定める
	短大卒		0	3	別に定める
診療エクス線技師	短大卒		0	3	別に定める
理学療法士及び 作業療法士	短大卒		0	3	別に定める
歯科技工士	短大卒		0	3	別に定める
その他の	短大卒		0	別に定める	別に定める
	高卒	0	3	別に定める	別に定める
	中学卒	4	7	別に定める	別に定める

備 考

1. 職務の等級に掲げる上段の数字は、当該等級に決定されるための一階下位の職務の等級における必要在職年数を示し、下段の数字は学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の等級に決定されるための必要経験年数を示す。
 2. 学歴免許欄の区分の適用については、国家公務員の場合に準ずる。
 3. 学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。
 4. 本表の適用を受ける薬剤師の経験年数は、大学卒業後のものとする。
 5. 本表の適用を受ける衛生検査技師、柔道士、診療エッカス線技師 理学療法士、作業療法士、専科技工士あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、診療エッカス線技師法附則第7項の規定に基く試験に合格した診療エッカス線技師でその免許取得前に診療エッカス線に関する経験を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とことができる。

表第十二の二に掲げる職員に対しては時間外手当及び深夜手当は支給しない。ただし、別表第四の二に掲げる職員中、院長、院長代行、副院長、監修官、医師長、血液センター所長又は副所長が、当該施設の就業規則に定める正規の勤務時間をこえて、直接診療に従事した場合は、当該勤務を時間外勤務又は深夜勤務とみなされ、時間外手当又は深夜手当を支給することができる。

第三十三 特殊勤務手当は、結核
精神病作業手当、伝染病作業手
当及び放射線取扱手当とし別表
長が別に定めた職員に対しては
時間外手当及び深夜手当は支給
しない。

きは、八百円)を一千六百円に加算した額とし、通勤のため交通機関等を利用するほか、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員について、その額が、五百円に満たないときは、五百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、その額が五百八十円に満たないときは五百八十九円)とする。

3 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、五百円(その使用する自転車等があつては五百八十円)とする。

第二十八 職員の勤務時間は、実労働一週三十九時間三十分としてこの勤務時間には、休憩時間を含まないものとする。

五百円)を千百円に加算した額とし、通勤のため交換機関等を利用外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員について、その額が四百五十円に満たないときは、四百五十円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合については、その額が五百円に満たないときは、五百円)とする。

施設	第十 削除
看護婦長	三 医療施設に勤務する者は、支 部長が任命するものは、医 療施設の長の意見を徵して支 部長、その他の者については、支 部長が任命するものは、医 療施設の長の意見を徵して支 部長が任命するものとす る。
看護婦	第十三 職員の勤務成績が特に良 好である場合においては、第十 二に定めるところにかかわらず 第十二に規定する期間を短縮し 若しくは、その現に受けける号俸 より二号俸以上位の号俸まで 第十三 職員の勤務成績が特に良 好である場合においては、第十 二に定めるところにかかわらず 第十二に規定する期間を短縮し 若しくは、その現に受けける号俸 より二号俸以上位の号俸まで

昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行なうことができる。この場合支部長又は医療施設その他の施設（以下「施設」という。）の長の任命にかかる職員については、社長の承認を得なければならぬ。

第十六 職員の昇格は、任免の権限を有する者が別表第六の等級別標準的職務内容表及び別表第七の等級別資格基準に基づき決定するものとする。

職員は、その者が現に属する等級において二年以上在職しなければ、これを昇格させることはできない。ただし、在職年数が二年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させることができる。この場合、支部長又は施設の長の任命にかかる職員については、社長の承認を受けるなければならない。

昇給させ、又はそのいすれもあ
わせ行うことができる。この場
合支部長又は医療施設の長の任
命にかかる職員については、社
長の承認を得なければならない

3 | 職員を標準的職務内容表に定める上位の等級の職に任命した場合、その者の俸給が上位の等級の俸給の幅の最低額に比し著しく低いときは、第十八第一号の定めるところにかかわらず、最低の額に達するまで前等級の昇俸を適用することができる。

第十六の二 新たに職員を任命する場合又は職員を昇格させる場合において、等級別標準的職務内容表に定める等級より一等級上位の等級に格付け又は昇格させることを免免の権限を有する者が適当と認める者については第八及び第十六に定めるところにかかるわらず、社長の承認を得て、一等級上位の等級に格付け又は昇格させることができる。

5 職員の等級における職務内容等について、所屬長が、一等級上位の等級に格付けすることができる。この場合、支部長又は医療施設の長の任命にかかる職員については、社長の承認を受けなければならぬ
同 上

第三十
扶養手当の月額は、扶養親族のうち一人は千円、次の一人は六百円、他は一人につき四百円とする。
第二十五 優秀な医師及び歯科医師を確保するため、社長の指定する施設に勤務する医師及び歯科医師に医師確保調整手当を支給する。

扶養手当の月額は、扶養親族二人までは一人につき六百円とし、これを超ゆる扶養親族に対する支給額は一人につき四百円とする。
第二十五 優秀な医師及び歯科医師を確保するため、社長の指定する医療施設及び医療施設以外の施設（以下「施設」という。）に勤務する医師及び歯科医師に医師確保調整手当を支給する。
ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員に対しては、これを支給しない。
以下略

卷之三

卷之三

卷之三

別表第十二

役付手当表

職域	職	名	支給率(%)
本社	部、室長、技監 次長 課長 課長(5)のものを除く 技能労務職俸給表の適用を受ける係長	(1)事務局長 (2)次長 (3)部長 (4)課長 (5)係長(6)のものを除く 技能労務職俸給表の適用を受ける係長	二五 二五 二五 二五 二五
支部	(1)院長、園長 (2)副院長 (3)社長の指定する事務部長 (4)診療所長、検査部長、分院長、分院の部長 (5)事務副部長、薬剤部長、看護部長、検査副部長 (6)課長 (7)係長(8)のものを除く 診療所の看護婦長	(1)院長、園長 (2)副院長 (3)社長の指定する事務部長 (4)診療所長、検査部長、分院長、分院の部長 (5)事務副部長、薬剤部長、看護部長、検査副部長 (6)課長 (7)係長(8)のものを除く 診療所の看護婦長	一八 一七 一五 一五 一五
施設	医療	(1)教務主任 (2)施設の長 (3)事務長 (4)看護婦長(助産婦長) (5)看護師長、医療社会事業部長、診療部副部長 (6)看護師長 (7)係長(8)のものを除く 診療所の看護婦長	一〇 一一 一二 一五 一六 一七 一八 一九
			二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇

職域	職	名	支給率(%)
センター	(1)所長 (2)副所長 (3)社長の指定する事務部長 (4)技術部長 (5)管理医師、管理薬剤師 (6)課長、看護婦長 (7)係長(8)のものを除く 技能労務職俸給表の適用を受ける係長	(1)教務主任 (2)施設の長 (3)事務長 (4)看護婦長(助産婦長) (5)看護師長、医療社会事業部長、診療部副部長 (6)看護師長 (7)係長(8)のものを除く 診療所の看護婦長	二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五
血液	(1)所長 (2)副所長 (3)社長の指定する事務部長 (4)技術部長 (5)管理医師、管理薬剤師 (6)課長、看護婦長 (7)係長(8)のものを除く 技能労務職俸給表の適用を受ける係長	(1)教務主任 (2)施設の長 (3)事務長 (4)看護婦長(助産婦長) (5)看護師長、医療社会事業部長、診療部副部長 (6)看護師長 (7)係長(8)のものを除く 診療所の看護婦長	二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五
施設	学看 院護	(1)施設の長 (2)専任教員 (3)事務長 (4)看護婦長	二二 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五
			二二 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五

回答単組数十七、八戸・盛岡・水戸・足利・大田原・前橋・中央・浜松・名古屋・大津・長浜・山田・岡山・鳥取・唐津・筑前山田の十・六病院と、福岡支那の十七単組でした。

お忙しい中をご協力ありがとうございました。

ごさいました。

ごさいました。